6月は「環境月間」です

昭和47年６月５日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、会議の初日であった６月５日を国連が「世界環境デー」と定めました。

日本では、環境保全についての国民の関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的として、「環境基本法」により６月５日を「環境の日」と定め、６月の１か月間を「環境月間」と設定しています。

また、広島県では、平成22年６月から地球温暖化防止のため、エコ意識の高揚を図り、エコ生活の実践啓発のため、毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定めました。

地球温暖化のような世界的な問題から身近なごみ問題にいたるまで、環境問題は、私たちの日常生活から社会全体の活動のあり方にまで深くかかわっています。

環境のことを考えて、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直しましょう。

身近なことから実践しよう

環境問題は、私たち一人一人に課せられた身近な問題です。環境問題を解決していくためには、毎日の暮らしのなかで私たちが環境に配慮した行動を心がけ、実践することが大切です。

①買い物には買い物袋を持参する。必要以上のものを買わないなど、ごみをできるだけ減らす。
②洗剤・シャンプーなどは詰め替え商品を選ぶ。なるべく長く使えるものを選ぶなど、繰り返し使う。
③繰り返し使えないものは、きちんと分別して廃棄するなどし、資源として再生利用する。

「リデュース」①

「リユース」②

「リサイクル」③

といったこれらの「３R」は、もうみなさんもご存じではないでしょうか？

このような日常生活の小さな取組を、一人ひとりが実行することで、循環型社会への大きな一歩となります。また、日常生活の暮らしを見直すことは、「地球温暖化」を防ぐ上でも大切です。

みなさんは「地球温暖化」という言葉をあちこちで耳にされるかと思いますが、この地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」の多くが、わたしたちの普段の生活から発生しており、その量が年々増えつづけていることを知っていますか？

このままでは、地球全体の気温が上昇しつづけ、世界各地で様々な異常現象が発生すると予想されます。

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出や資源の無駄使いなどを抑えるために、エネルギーの使い方を見直してみるなど、環境を守るために、身近でできることを始めませんか。

日常生活を見直そう

＜歯磨きするときは水道を止める＞

歯磨きはコップの水で十分！水道の水を１分間流しっぱなしにすると約12リットルもの水が流れてしまいます。歯磨きはコップにくんだ水を使って節水しましょう。

＜ホウキを使おう＞

掃除機の使用を減らして、ホウキで掃除をしませんか。茶ガラをまいてからホウキで掃除するとホコリもたちにくくなります。また、掃除機は小まめにフィルターの掃除をしましょう。

＜お風呂の残り湯は大活躍＞

お風呂の残り湯は、洗濯、庭木の水やり、洗車などに利用できます。

＜長時間の保温はＮＯ！＞

ごはんを長時間保温すると電気を使うだけでなく、おいしさも半減してしまいます。ごはんは食べる分だけ炊きましょう。

＜待機電力を減らそう＞

電化製品はスイッチを消してもコンセントを差しっぱなしにしているだけで電力を消費しています。また、携帯電話の充電が終わっても充電器を差しっぱなしにしていませんか。使わないときはコンセントを抜くようにしましょう。

平成27年度「環境の日」ひろしま大会

６月７日（日）は環境の日ひろしま大会が行われます！
みんなで楽しく環境について考えよう！
ステージ上では子ども達がワクワクする内容が盛りだくさん!!
フリーマーケットもあるので、ファミリーで楽しめます。

■ところ　県庁前広場
■と　き　10時～15時30分
■参加費　無料

問合せ　広島県環境県民局環境政策課　☎（513）2952

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくため，健康診断を実施します。

対　象　両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する方。

広島被爆にあっては，昭和21年６月１日以降に生まれた方。
長崎被爆にあっては，昭和21年６月４日以降に生まれた方。

申込方法　役場保険健康課、保健センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターに備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、県庁被爆者支援課へお申し込みください。
広島県のホームページからも電子申請によって申し込みできます。

申込期間　平成27年６月１日（月）から平成28年１月31日（日）まで
※消印有効

実施期間　平成27年６月10日（水）から平成28年２月29日（月）まで

検査費用　無料です。

※検査費用は無料ですが、精密検査で限度額を超えた部分は自己負担となります。

そ の 他　詳しくは、役場保険健康課、保健センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターにありますリーフレット「平成27年度 被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。

◎問合せ　役場保険健康課　☎（820）1504

県営住宅入居者募集

県営住宅入居者募集（平成27年６月定期募集）を次のとおり行います。

募集住宅　坂町内の県営住宅のうち、新たに空家が生じた住宅

受付期間　６月23日（火）～25日（木）（最終日消印有効）

受付時間　８時30分～17時

受付機関　**【坂住宅及び第二・第三平成ヶ浜住宅】**
県営住宅市営管理者　広島県ビルメンテナンス協同組合　県営住宅管理グループ
坂住宅：広島市南区稲荷町４－５　尾崎ビル３階　☎（261）7907
（第二・第三平成ヶ浜住宅：広島市中区上幟町１－20　第三八谷ビル202　☎（225）6216
【平成ヶ浜住宅】
平成ヶ浜住宅指定管理者　フジタビルメンテナンス株式会社
広島市中区中町８－６
☎（240）6051）

※他住宅については、「募集一覧」をご覧ください。

※募集住宅、申込方法及び申込資格などについては、６月16日（火）から坂町役場都市計画課に配布予定の「申込みのしおり及び募集一覧」（県庁にもあります。）をご覧ください。

◎問合せ　役場都市計画課　☎（820）1513

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙式殺虫剤等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。

設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

危険物安全週間　６月７日～６月13日

４月の火災件数
０件（年間累計０件）

救急件数
34件（年間累計190件）

『無事故へと　気持ち集中　はっけよい』

問合せ　安芸消防署坂出張所　☎（885）0100